

簡易宿所営業における生活環境の保持等に関する実施要領

1 目的

この要領は、簡易宿所営業を行う者（以下「営業者」という。）が講ずべき措置等を定めることにより、簡易宿所営業の用に供される施設（以下「簡易宿所」という。）の周辺の地域の住民（以下「周辺住民」という。）の生活環境の保持を図ることを目的とする。

2 定義

この要領において「簡易宿所営業」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。

3 営業者の責務

営業者は、次に掲げる措置を講じること。

- (1) 簡易宿所内の見やすい場所に掲示する等の方法により、その簡易宿所に宿泊する者（以下「宿泊者」という。）が遵守すべき事項として次に掲げる事項を当該宿泊者に周知すること。

ア 宿泊者が大声その他の騒音を発することその他簡易宿所の周辺住民の生活環境を悪化させる行為の防止に関すること。

イ 適正な廃棄物の処理の方法に関すること。

ウ 防火に関すること。

エ 火災等の緊急に対処すべき事態が発生した場合におけるその対処に関すること。

オ 衛生管理に関すること。

- (2) 簡易宿所の敷地内若しくはその周辺の地域において周辺住民の生活環境を悪化させる行為を行う宿泊者が生じないようにするための措置を講ずること。

- (3) (2)に規定する行為を現に行い、又はこれを行うおそれがある宿泊者がいる場合においては、当該宿泊者に対し、当該行為の中止又は行わないことを求めること。

- (4) 簡易宿所営業に係る苦情を受け付けるための窓口を設置し、責任者を定めて当該苦情に対し迅速かつ適切に対応すること。

- (5) 簡易宿所外から見やすい位置に、施設名、営業者名及び苦情受付連絡先（24時間人が対応するものに限る。）を記載した標識を設置すること。

4 周辺環境の保持等を図るための措置

- (1) 簡易宿所営業を行おうとする者は、旅館業法第3条第1項の許可の申請を行う前までに、その簡易宿所の用に供しようとする施設が所在する区分所有建物の管理組合、当該施設が所在する地域の自治会等に対する説明会の開催により、当該施設の周辺住民に対して次に掲げる事項を周知するために必要な措置を講ずること。

ア 簡易宿所営業を行おうとする者の氏名又は名称、住所又は事務所所在地及び電話番号等

イ 当該施設の所在地

ウ 行おうとする簡易宿所営業の概要及び３－(1)及び(2)の措置の内容

エ ３－(4)に規定する窓口の名称及び３－(5)に規定する苦情受付連絡先

- (2) 簡易宿所営業を行おうとする者は、その簡易宿所の用に供しようとする施設が当該者の所有でないときは、当該施設の所有者に対して(1)アからエまでに掲げる事項を通知すること。
- (3) 簡易宿所営業を行おうとする者は、(1)又は(2)の措置を講じたときは、速やかに、当該措置を講じたことを証する書面を市に提出すること。
- (4) 簡易宿所営業を行おうとする者は、その簡易宿所営業に供しようとする施設が当該者の所有でないときは、旅館業法第３条第１項の許可の申請の際に、当該施設に係る賃貸借契約書（当該施設が区分所有建物内に所在する場合でその管理規約が存在するときは、当該規約を含む。）の写しを市に提出すること。
- (5) 営業者は、(6)の措置を講じたときを除き、(1)アからエまでに掲げる事項又は(4)の賃貸借契約若しくは管理規約に変更があったときは、速やかに、(1)から(4)までの規定の例によりこれらの規定の措置を講じ、又は市が適当と認める措置を講じること。ただし、軽微な変更その他市が適当と認めるときは、この限りでない。
- (6) 営業者は、その簡易宿所の設備構造を変更しようとするときは、(1)から(4)までの規定の例によりこれらの規定の措置を講じること。ただし、軽微な変更その他市が適当と認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和８年９月１４日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に簡易宿所営業を行っている者については、別に定める場合を除き、簡易宿所営業を行おうとしている者とみなして、４の規定を適用する。この場合において、４－(1)中「旅館業法第３条第１項の許可の申請を行う前に」とあるのは、「この要領の施行後速やかに」とする。